

平成29年度事業計画書

1 特定紛争処理事業

地方公共団体及び事業者団体、消費者団体等の民間団体で受け付けた不動産取引紛争のうち、今後の先例となるべき案件につき、紛争処理委員による調整及び仲裁を行う。

2 調査研究事業

- (1) 不動産取引紛争の未然防止及び処理に関し、次の調査研究を行う。
 - ① 紛争事例、判例に関する調査研究
 - ② 紛争事案の処理事例集、判例集等の作成整備に関する調査研究
 - ③ 紛争を未然に防止するための方策等に関する調査研究
 - ④ 処分事例集の作成整備に関する調査研究
 - ⑤ 消費者啓発のための図書の作成整備等の調査研究
 - ⑥ 事業者の資質向上のための図書の作成整備等の調査研究
- (2) 自主研究として、不動産取引法務研究会、不動産経済分析研究会、海外不動産取引研究会、不動産再生研究会を開催し、外部の講師を招いて幅広い視点から研究を行う。
- (3) 改正民法（債権法）の成立による不動産取引への影響等を検討するため、不動産取引法務研究会等により、学識経験者、実務家等を招いて研究を行う。

3 広報助言事業

- (1) 不動産取引紛争の未然防止及び適正かつ迅速な処理を推進するため、財団の業務内容、事業等に関する広報、調査研究成果に関する広報を行う。
 - ① 機構ホームページにおいて判例検索等のコンテンツの充実を図る。
 - ② 機構出版物を関係機関等へ配布する。
- (2) 消費者、事業者、地方公共団体等から寄せられる不動産取引に関する次の諸問題について迅速な回答をすること等、助言及び支援を行う。
 - ① 民法、借地借家法その他の民事法規の解釈に関する問題
 - ② 宅地建物取引業法の考え方に関する問題
 - ③ その他苦情・紛争処理に関し解決を要する問題

参考	電話相談受付件数	26年度	9,407件
		27年度	9,157件
		28年度	8,441件

4 宅地建物取引士資格試験事業

- (1) 宅地建物取引業法に基づき、都道府県知事の委任を受けて、宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

平成29年度試験実施日程(予定)

実施公告	6月	2日(金)		
インターネット申込受付	7月	3日(月)	～	7月15日(土)
郵送申込受付	7月	3日(月)	～	7月31日(月)
試験の期日及び時間	10月	15日(日)		午後1時～3時 (ただし、登録講習修了者は、午後1時10分～3時)
合格発表	11月	29日(水)		

- (2) 試験事務の実施に際しては、都道府県及び協力機関と協力してインターネットを利用した申込者数の拡大に努めるとともに、ホームページの活用等により、引き続き情報提供の拡充を図る。

5 宅地建物取引業免許事務等処理システム(宅建システム)管理・運営事業

宅地建物取引業法主管者協議会規約に基づき運営されている宅建システムについて、国土交通省及び都道府県から委託された管理・運営業務を適正かつ確実に実施する。

- (1) 新宅建システムの円滑な移行の推進

平成29年4月から新たに運用を開始する新宅建システムについて、国土交通省及び都道府県等の端末の操作方法の照会への対応など、体制を強化して、円滑な移行を推進していく。

- (2) 新宅建システムの円滑な運用

移行後の新宅建システムについて、主管者協議会の決定に基づき、国土交通省・都道府県における事務処理に支障を来さないよう、適正かつ確実に継続的に運用できるよう所要の措置を講じていく。

6 出版事業

- (1) 機関誌「RETIO」の出版

発行回数は年4回。内容の多様化・充実を図るとともに、年間購読先の増強を図る。

- (2) 「不動産売買の手引」、「住宅賃貸借（借家）契約の手引」等の消費者向け出版物の頒布
- (3) 最新の法令集、講演録等、定例の調査研究成果物を出版

7 講演研修事業

不動産取引紛争の未然防止及び処理に関し、次の講演・研修を行う。

- (1) 不動産業者及び行政庁担当者等向けに講演会を年3回開催
- (2) 事業者団体、消費者団体等の研修会への講師派遣

参考	講師派遣回数	26年度	159回
		27年度	186回
		28年度	186回

8 宅地建物取引業法主管者協議会への参画

- (1) 地方公共団体等との共催で宅建業法主管課担当者研修を春秋に実施
- (2) 主管者協議会の会議に参加
 幹事県会議（前期・後期） 各ブロック会議（全国6ブロック）

9 その他

- (1) 不動産取引関係機関連絡協議会の事務を行う。
- (2) その他本年度の事業に付帯する事業を行う。